

十三 第43条《特定設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)－2措置法第43条第1項.....</p>	<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)－2同法第43条第1項.....</p>
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>43(1)－3措置法第43条第1項の表の第1号、第3号及び第4号.....</p>	<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>43(1)－3措置法第43条第1項の表の第1号、第2号、第4号及び第5号.....</p>
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>43(1)－4230万円以上.....</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>43(1)－4200万円以上.....</p>
<p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>43(1)－5230万円以上.....</p>	<p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>43(1)－5200万円以上.....</p>
<p>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</p> <p>43(2)－1 法人が、告示別表一、別表三及び別表四.....</p>	<p>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</p> <p>43(2)－1 法人が、告示別表一及び別表二.....</p>
<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>43(3)－1</p>	<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>43(3)－1</p>

改 正 後	改 正 前
(注)「 <u>小分類451外航海運業</u> 」又は「 <u>小分類452沿海海運業</u> 」...	(注)「 <u>小分類421外航海運業</u> 」又は「 <u>小分類422沿海海運業</u> 」...

十四 第43条の3《特定中核的民間施設等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(特定認定法人等の株式保有割合等の判定の時期) 43の3-2 <u>措置法第43条の3第2項</u> (注) (圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額) 43の3-7 <u>2,000万円以上</u>	(特定認定法人等の株式保有割合等の判定の時期) 43の3-2 <u>同法第43条の3第2項</u> (注) (圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額) 43の3-7 <u>1,700万円以上</u>